

診断書強要都労委闘争完全勝利声明

診断書強要都労委で、東京都労働委員会は9月4日不当労働行為救済命令を発した。

命令は組合側の主張を全面的に認めたものであり、我々の全面勝利である。

命令は、会社に対して「組合員が私傷病を理由として年休を取得する際の診断書の取扱いについて団交の申入れがあった場合には～これに応じなければならない」と明確に述べ、さらに謝罪文の掲出と交付を命じている。

さらに会社が基本協約に謳われている6項目の団交事項に該当しないことを理由として団交を拒否していることについて、「組合員の年休取得の方法は、軽微といえない労働条件に関わる義務的団交事項だ」と明確に述べている。さらには、会社側が、地方苦情処理会議の事前審理で一方向的に苦情を却下したことをあげて「団交に代わる手続き」が実質的に機能してないと断じている。

命令は、単に団体交渉の開催拒否だけを問題にしているのではない。会社は「これまでの解説書等の内容とは異なる会社の基本協約や就業規則等の解釈について、その異なる理由を、根拠資料等を示して具体的に説明するなどして、速やかにこれに応じなければならない」と団体交渉の内容にまで踏み込んでいる。

つまり、「勤務割により付与された休日や休暇を欠勤と理解するのは困難」、「年休付与後に診断書の提出を求めることは、基本協約や就業規則の規定からは離れた解釈といわざるをえない」というように、年休は欠勤であり診断書提出が必要という会社の主張についても完全に否定しているのである。

東京車両所分会の松井組合員が、診断書提出を求められたことに疑問を持ち、現場管理者に質したことから闘いは始まった。そして私たちは労働委員会へ打って出ることとし、2017年7月14日、都労委へ不当労働行為救済申し立てを行った。昨年11月に開催された証人審問では、審問室を多くの組合員で埋め尽くし、3人の証人は堂々と証言を行なった。

闘いの過程で明らかになった会社側主張の矛盾を職場の掲示で暴露してきた。このことにより、他労組組合員からもJR東海労の闘いに共感する声と、会社批判の声が多く寄せられている。

職場には、労働者の安全・健康・ゆとりを脅かす問題が山積している。私たちは、この勝利命令をバネに、職場環境改善、労働条件改善に向けた闘いを強化し、組織強化拡大を勝ち取っていく。

最後に診断書強要都労委闘争にあたり、応援、アドバイスして下さった組合員、OBの皆さんをはじめとする全ての皆さんに感謝申し上げ、都労委闘争完全勝利にあたっての声明とする。

2019年9月6日

J R 東海労働組合中央本部

新幹線地方本部

東京車両所分会